

難病患者への医療費助成制度が今年1月に変更されたのに伴い、助成継続が認められなかった軽症の人が少なくとも39府県で約5万6000人に上ることが、毎日新聞の調査で明らかになった。全国では8万人前後になる計算で、患者側が断念するなど未申請のケースも合わせると十数万人が対象から外れたとみられる。軽症者が制度の枠外に置かれると実態が把握しづらくなり、急変時の対応遅れや治療研究の停滞が懸念される。

(3面にクローズアップ)

難病法が2015年1月に施行され、国は医療費を助成する病気の数を拡大した一方、全体の助成額を抑えるため軽症者を対象から原則外した。ただ、同法施

今年1月以降は、都道府行前から助成を受けてきた患者については、昨年12月まで病状の軽重に関わらず助成を続ける3年間の経過措置が取られてきた。

難病の医療費助成制度の主な変更点

旧制度

56疾患。病状の軽重を問わず助成

↓ 経過措置3年

新制度

331疾患。軽症者は医療費が一定額を超えない限り助成対象外

難病十数万人助成外れ 1月制度変更「軽症」支援枠外に

県が指定する医師が病気ごとに定められた基準に従って病状を判定。「軽症」であれば、医療費が一定額を超えない限り、都道府県から受給者証が交付される。

い。

各都道府県に新基準での認

定結果を尋ね、「集計中」

などとした8都道県を除く

39府県の回答を分析した。

その結果、約47万人の経

過措置対象者の12%に当た

る約5万6000人が、助

成を申請したもののが不認定

となっていた。不認定率は

各自治体とも1割前後で大

きな地域差はない。医師の

診断から申請自体を諦めた

ケースなど、未申請者も約

4万人(9%)いた。

象者は47都道府県で約70万人おり、同じ割合なら、不認定は全国で8万人前後、未申請は6万人前後に上る

計算になる。計十数万人がこれまで受けた助成額は明らかになっていない。

助成の対象外となった難

病患者は、医療費の自己負

担が増すほか、年1回の更

換手続き時に自治体が出す

制度変更の通知などを受け

取れなくなる。

また、更新の際に提出す

る診断書(臨床調査個人票)

は、国で集約して難病研究

に活用されるが、今後は軽

症者のデータが欠けること

になる。

患者団体「日本難病・疾

病団体協議会」の森幸子代

表理事は「不認定の多さに

驚いた。軽症者も重症化を

防ぐ治療が必要で、支援が

届くようにならなければ

正の議論ではあるべきだ。法改

正の議論では是正を求める

い」と話す。【横田愛】



6月18日(月)

2018年(平成30年)

発行所: 東京都千代田区一ツ橋1-1-1
〒100-8051 電話(03)3212-0321
毎日新聞東京本社